下級裁判所の部の数を定める規程(原文は縦書き)

昭和三十一年十月二十九日最高裁判所規程第十号

昭和三三年一一月一〇日最高裁判所規程第六号 改正 同三四年四月三〇日同第一号 同三五年一二月一四日同第六号 同三六年一二月二八日同第二号 同三九年四月三〇日同第四号 同四一年五月七日同第二号 同四一年一〇月一五日同第四号 同五五年三月一九日同第二号 同五六年三月一八日同第二号 同五七年三月一七日同第四号 同五七年三月一七日同第四号 同五八年三月二日同第一号 同五九年三月二九日同第一号 同六〇年一一月二七日同第四号 同六一年一二月三日同第一号 平成三年三月二日第 同五年三月三日同第一号 同八年一二月一一日同第三号 同一〇年三月一八日同第三号 同一三年四月一一日同第六号 同一三年七月四日同第八号 一四年二月一三日同第三号 一四年一二月一八日同第五号 一五年一二月一七日同第八号 一七年一月一九日同第一号 一七年二月二日同第二号 一八年一月一八日同第一号 同一八年一月一八日间第一月 同一八年一二月二〇日同第三号 同一九年一二月一九日同第四号 同二〇年一二月二四日同第八号 同二三年一二月二二日同第二号 令和元年一二月二五日同第二号

下級裁判所の部の数を定める規程

下級裁判所の部の数を定める規程(昭和二十九年最高裁判所規程第十号)の全部を改正する。各高等裁判所並びに知的財産高等裁判所、名古屋高等裁判所金沢支部、広島高等裁判所岡山支部、福岡高等裁判所宮崎支部及び福岡高等裁判所那覇支部に置かれる部の数は別表第一表のとおり、各地方裁判所並びに東京地方裁判所山大部、横浜地方裁判所松戸支部、静岡地方裁判所浜松支部、大阪地方裁判所堺支部、神戸地方裁判所尼崎支部、神戸地方裁判所姫路支部、名古屋地方裁判所岡崎支部、山口地方裁判所下関支部、福岡地方裁判所外租支部に置かれる部の数は別表第二表のとおり、東京家庭裁判所、横浜家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、千葉家庭裁判所、大阪家庭裁判所、京都家庭裁判所、神戸家庭裁判所、名古屋家庭裁判所、福岡家庭裁判所及び札幌家庭裁判所並びに東京家庭裁判所立川支部におかれる部の数は別表第三表のとおりとする。

表第三表のとおりとする。 (昭三三最裁程六・昭四二最裁程八・昭四六最裁程一・昭五一最裁程二・昭五四最裁程一・昭 五九最裁程一・昭六一最裁程一・平五最裁程一・平八最裁程三・平一四最裁程五・平一五最裁 程八・平一七最裁程二・平二〇最裁程八・一部改正)

```
この規程は、昭和三十一年十一月一日から施行する。
 (昭四七最裁程一・追加、昭四九最裁程一・一部改正)
附則(昭和三三年一一月一○日最高裁判所規程第六号)
  1の規程は、昭和三十四年一月一日から施行する。
附則(昭和三四年四月三○日最高裁判所規程第一号)
  この規程は、昭和三十四年五月一日から施行する。
附則(昭和三五年一二月一四日最高裁判所規程第六号)
この規程は、昭和三十六年一月一日から施行する。
附則(昭和三六年一二月二八日最高裁判所規程第二号)
この規程は、昭和三十七年一月一日から施行する。
附則(昭和三九年四月三〇日最高裁判所規程第四号)
  この規程は、昭和三十九年五月一日から施行する。
附則(昭和四一年五月七日最高裁判所規程第二号)
  1の規程は、昭和四十一年五月十五日から施行する。
附則(昭和四一年一〇月一五日最高裁判所規程第四号)
この規程は、昭和四十一年十一月一日から施行する。附則(昭和四二年九月一八日最高裁判所規程第八号)この規程は、昭和四十二年十月一日から施行する。
附則(昭和四五年一月二四日最高裁判所規程第一号)
この規程は、昭和四十五年二月一日から施行する。 附則 (昭和四六年一月二二日最高裁判所規程第一号)
この規程は、昭和四十六年二月一日から施行する。附則(昭和四六年二月二五日最高裁判所規程第二号)
この規程は、昭和四十六年三月一日から施行する。 附則 (昭和四七年一月二一日最高裁判所規程第一号)
  この規程は、昭和四十七年二月一日から施行する。
附則(昭和四九年三月二五日最高裁判所規程第一号)
  この規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。
附則(昭和五一年三月二五日最高裁判所規程第二号)
この規程は、昭和五十一年四月一日から施行する。 附則(昭和五三年三月一五日最高裁判所規程第一号)
 この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附則(昭和五四年三月一四日最高裁判所規程第一号)
  この規程は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附則(昭和五五年三月一九日最高裁判所規程第二
  この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。
附則(昭和五六年三月一八日最高裁判所規程第二号)
  この規程は、昭和五十六年四月一日から施行する
附則(昭和五七年三月一七日最高裁判所規程第四号)
  この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。
附則(昭和五八年三月二日最高裁判所規程第一号)
  この規程は、昭和五十八年四月一日から施行する
附則(昭和五九年三月二九日最高裁判所規程第一号)
この規程は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附則(昭和六〇年一一月二七日最高裁判所規程第四号)
この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。附則(昭和六一年一二月三日最高裁判所規程第一号)この規程は、昭和六十二年一月一日から施行する。
附則(平成三年三月二七日最高裁判所規程第一号)
この規程は、平成三年四月一日から施行する。附則(平成五年三月三日最高裁判所規程第一号)
   この規程は、平成五年四月一日から施行する。
1
  沖縄県の区域内に置かれる裁判所等の職員配置定員の特例等に関する規程(昭和四十七年
最高裁判所規程第四号)は、廃止する。
附則(平成八年一二月一一日最高裁判所規程第三号)
  の規程は、平成九年四月一日から施行する。
附則(平成一○年三月一八日最高裁判所規程第三号)
この規程は、平成一〇年四月一日から施行する。
附則(平成一三年四月一一日最高裁判所規程第六号)
```

この規程は、平成一三年五月一日から施行する。

附則(平成一三年七月四日最高裁判所規程第八号)

この規程は、平成一三年八月一日から施行する。

附則(平成一四年二月一三日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成一四年四月一日から施行する。 附則(平成一四年一二月一八日最高裁判所規程第五号)

この規程は、平成一五年四月一日から施行する。 附則 (平成一五年一二月一七日最高裁判所規程第八号)

この規程は、平成一六年四月一日から施行する。 附則(平成一七年一月一九日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成一七年四月一日から施行する。

附則(平成一七年二月二日最高裁判所規程第二号)

この規程は、知的財産高等裁判所設置法(平成一六年法律第百十九号)の施行の日(平成一 七年四月一日)から施行する。

附則(平成一八年一月一八日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成一八年四月一日から施行する。

附則(平成一八年一二月二〇日最高裁判所規程第3

この規程は、平成一九年四月一日から施行する。 附則(平成一九年一二月一九日最高裁判所規程第四号)

この規程は、平成二〇年四月一日から施行する。

附則(平成二〇年一二月二四日最高裁判所規程第八号)

この規程中、別表第二表大阪地方裁判所の項の改正規定は平成二十一年四月一日から、その 他の改正規定は同月二十日から施行する。 附則(平成二三年一二月二二日最高裁判所規程第二号) この規程は、平成二四年四月一日から施行する。

附則(令和元年一二月二五日最高裁判所規程第二号)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

第一表(昭三三最裁程六・昭三四最裁程一・昭三五最裁程六・昭三九最裁程四・昭四五最裁程 一・昭四六最裁程二・昭四九最裁程一・昭五一最裁程二・平五最裁程一・平一四最裁程三・平 一四最裁程五・平一五最裁程八・平一七最裁程二・平一八最裁程一・一部改正)

	部の数
東京高等裁判所	三七
知的財産高等裁判所	五
大阪高等裁判所	
名古屋高等裁判所	七
名古屋高等裁判所金沢支部	
広島高等裁判所	五
広島高等裁判所岡山支部	
福岡高等裁判所	九
福岡高等裁判所宮崎支部	
福岡高等裁判所那覇支部	
仙台高等裁判所	六
札幌高等裁判所	五. 五.
高松高等裁判所	五

第二表(昭三三最裁程六・昭三五最裁程六・昭三六最裁程二・昭三九最裁程四・昭四二最裁程 八・昭四六最裁程一・昭五一最裁程二・昭五三最裁程一・昭五四最裁程一・昭五五最裁程二・ 昭五六最裁程二・昭五七最裁程四・昭五八最裁程一・昭五九最裁程一・昭六○最裁程四・昭六 一最裁程一・平三最裁程一・平五最裁程一・平八最裁程三・平一〇最裁程三・平一三最裁程六 ・平一三最裁程八・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一七最裁程一・平一八最裁程一・平一八最裁程三・平一九最裁程四・平二〇最裁程八・平二三最裁程二・令元最裁程二・一部改正)

<u></u>	部の数
東京地方裁判所	七一
東京地方裁判所立川支部	七
横浜地方裁判所	一五
横浜地方裁判所川崎支部	
横浜地方裁判所小田原支部	
さいたま地方裁判所	

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
一	さいたま地方裁判所川越支部	
一	千葉地方裁判所	$-\bigcirc$
時間地力裁判所 静岡地力裁判所 新陽地地方裁判所 不長地力方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	千葉地方裁判所於戸支部	<u> </u>
時間地力裁判所 静岡地力裁判所 新陽地地方裁判所 不長地力方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇		
時間地力裁判所 静岡地力裁判所 新陽地地方裁判所 不長地力方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
時間地力裁判所 静岡地力裁判所 新陽地地方裁判所 不長地力方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	十	
時間地力裁判所 静岡地力裁判所 新陽地地方裁判所 不長地力方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 神戸地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 和新地地方裁判所 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	前橋地万裁判所	
世间地方裁判所 三	静岡地方裁判所	四
世间地方裁判所 三	静岡地方裁判所沼津支部	
	静岡地方裁判所浜於支部	_
長野地方裁判判所	田広州古典判託	
 一	T 1 1 1 1 1 1 1 1 1	= =
大阪地方裁判所	文野地方教刊別	
大阪地方裁判所		$\vec{-}$
□ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	大阪地方裁判所	
□ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	大阪地方裁判所堺支部	兀
一○ 神戸地方裁判所 一三 神戸地方裁判所居崎支部 一三 奈良地方裁判所 三三 赤良地方裁判所 三三 右古屋地方裁判所 三三 地方裁判所 三三 地方裁判所 三三 地方裁判所 三三 地方裁判所 三三 地方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 山山市方裁判所 三三 松江地方裁判所 三三 福岡地方裁判所 三三 福岡地方裁判所 三三 に 「一回 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	京都地方裁判所	\rightarrow
世戸地方裁判所庭 所文部	神戸地方裁判託	\rightarrow
世戸地方裁判所 三 元	17 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>
三三本の	一种 地方 秋刊	<u> </u>
大津地方裁判所	伊尸地力裁判所赃路文部	_
大津地方裁判所	[奈艮地方裁判所	三
一	大津地方裁判所	
大方裁判所	和歌川地方裁判所	=
 名古屋地方裁判所 三 岐阜地方裁判所 三 福井地方裁判所 三 高山地方裁判所 三 広島地方裁判所 二 山口地方裁判所 二 山口地方裁判所 三 島取地方裁判所 三 島取地方裁判所 二 島取地方裁判所 二 高間地方裁判所 二 福岡地方裁判所 二 福岡地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 大分地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 市 市 市 市 市 五 市 市 市 五 市 市	夕古层州方裁判所	
世地方裁判所	在日生地力数刊/J 女士良地士共判定図述士如	<u> </u>
岐阜地方裁判所 三 盆沢地方裁判所 三 富山地方裁判所 三 山口地方裁判所 三 山口地方裁判所 三 山口地方裁判所 三 鳥取地方裁判所 二 福岡地方裁判所 二 福岡地方裁判所 三 福岡地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 東本地方裁判所 三 京縣地方裁判所 三 京縣市方裁判所 三 工厂 五 山形地方裁判所 三 国地方裁判所 三 區間地方裁判所 三 京森地方裁判所	名百)	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		<u> </u>
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	岐阜地方裁判所	三
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	福井地方裁判所	=
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	金沢地方裁判所	1
広島地方裁判所	宣山地方裁判所	- =
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	田田地分級刊別	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		<u>^</u>
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		= =
───────────────────────────────────	[山口地方裁判所下関支部	1
───────────────────────────────────	岡山地方裁判所	五
 松江地方裁判所 □□地方裁判所人留米支部 □□地方裁判所小倉支部 佐賀地方裁判所 三長崎地方裁判所 三長崎地方裁判所 三大分地方裁判所 三原地方裁判所 三原地方裁判所 三原地方裁判所 三原地方裁判所 三面地方裁判所 三面地方裁判所 三面地方裁判所 三面那覇地方裁判所 三面地方裁判所 三面地方裁判所 三点地方裁判所 三点地方裁判所 三点地方裁判所 三点地方裁判所 三二本地方裁判所 三二本地方裁判所 三二本地方裁判所 三二本地方裁判所 三三本地方裁判所 三三和川地方裁判所 	鳥取地方裁判所	=_
福岡地方裁判所	松江地方裁判所	
福岡地方裁判所人留米支部 二 福岡地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 熊本地方裁判所 五 鹿島地方裁判所 三 宮崎地方裁判所 三 那覇地方裁判所 三 福島地方裁判所 三 福島地方裁判所 三 山形地方裁判所 三 本地方裁判所 三 東京地方裁判所 三 東京地方 三		
福岡地方裁判所 三 長崎地方裁判所 三 長崎地方裁判所佐世保支部 二 大分地方裁判所 三 熊本地方裁判所 四 宮崎地方裁判所 三 那覇地方裁判所 三 那覇地方裁判所 二 福島地方裁判所 三 山形地方裁判所 三 本地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 地方裁判所 三		$\underline{\hspace{0.5cm}}$
大分地方裁判所 三 三 三 三 三 三 三 三 三	個	
大分地方裁判所 三 三 三 三 三 三 三 三 三	福岡地万裁判所小倉支部	六
大分地方裁判所 三 三 三 三 三 三 三 三 三	佐賀地方裁判所	三
大分地方裁判所 三 三 三 三 三 三 三 三 三	長崎地方裁判所	=
大分地方裁判所 三 熊本地方裁判所 四 宮崎地方裁判所 三 那覇地方裁判所 三 那覇地方裁判所 二 福島地方裁判所 三 山形地方裁判所 三 秋田地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東森地方裁判所 三 東京地方裁判所 三 西部地方裁判所 三	長崎地方裁判所佐世保支部	_
	十分地方裁判所	
	ハカゼカダ円川 能未取去料料に	
	熊平地力数刊別	<u></u>
		Щ
	宮崎地方裁判所	三
	那覇地方裁判所	五
仙台地方裁判所 六 福島地方裁判所 三 山形地方裁判所 三 秋田地方裁判所 三 青森地方裁判所 二 札幌地方裁判所 二 旭川地方裁判所 三 旭川地方裁判所 三 銀路地方裁判所 三	那覇地方裁判所沖縄支部	
日本の報刊の	仙台州古新和明	
田田地 7 秋刊 月 三 山形地 方裁判所 三 秋田地 方裁判所 三 青森地 方裁判所 八 極館地 方裁判所 三 創路地 方裁判所 三 高松地 方裁判所 三 高地 方裁判所 三 高知 地 方裁判所 三 高知 地 方裁判所 三 高知 地 方裁判所 三		<u> </u>
山形地方裁判所 三 蘇田地方裁判所 三 青森地方裁判所 八 極館地方裁判所 三 加川地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	佃	
區崗地方裁判所 三 秋田地方裁判所 三 青森地方裁判所 八 函館地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	山杉地	
秋田地方裁判所 三 青森地方裁判所 八 枢館地方裁判所 三 旭川地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	[盛岡地方裁判所	三 三
青森地方裁判所 三 札幌地方裁判所 三 個館地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	秋田地方裁判所	三
札幌地方裁判所 八 函館地方裁判所 三 旭川地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	青森地方裁判所	=
函館地方裁判所 三 旭川地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	村 棍 地 方 裁 判 前	π
超期地方裁判所 三 釧路地方裁判所 二 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三 三 三	プロザルドログ 3次下リグ	<u> </u>
旭川地方裁判所 三 釧路地方裁判所 三 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	图 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	=======================================
釧路地方裁判所 二 高松地方裁判所 三 徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三	旭川地万裁判所	三
高松地方裁判所三徳島地方裁判所三高知地方裁判所三	釧路地方裁判所	
徳島地方裁判所 三 高知地方裁判所 三		=
高知地方裁判所	徳島地方裁判所	
同州地力		
	同州地力数刊別	<u> </u>

松山地方裁判所 三

第三表(昭三三最裁程六・昭四一最裁程四・昭四六最裁程一・昭五九最裁程一・昭六一最裁程 一・平一三最裁程六・平一四最裁程五・平一五最裁程八・平一八最裁程三・平二〇最裁程八・ 一部改正)

<u></u>	部の数
東京家庭裁判所	一 〇
東京家庭裁判所立川支部	
横浜家庭裁判所	=
さいたま家庭裁判所	<u> </u>
千葉家庭裁判所	
大阪家庭裁判所	六
京都家庭裁判所	
神戸家庭裁判所	
名古屋家庭裁判所	
福岡家庭裁判所	
札幌家庭裁判所	$\vec{\Box}$